

毎週火、金曜日発行(但休日当日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

目次

- 被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域指定
- 飼料の分析結果の概要
- 牛の精核病検査等の実施
- 保安林の解除予定
- 保安林の解除予定の通知
- 保安林の解除予定
- 種畜証明書の返納があつた旨の通報
- 健康保険法による保険医の登録
- 土地の公用廃止

告示

鳥取県告示第三十二号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関

する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和三十八年七月から十月までの低温についての天災による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域を指定する。

昭和三十九年一月三十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

区 分 郡市名 市 町 村 旧市町 特別被害地域

農業者 一般 関係農業者

日野郡 日南町 福栄村 全部の区域

大宮村 阿毘縁村 多里村 日野上村 山上村 石見村 江府町 江府町 日光村

江府町 江府町 日光村

鳥取県告示第三十三号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和三十八年八月から同年十一月までの間に収去した飼料の分析結果の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。
昭和三十九年一月三十一日

飼料分析結果表

製造事業場の名称及び所在地並びに飼料の名称	収去場所及び年月日	表示区分	検査結果				要注産出物の第15条の2に於けるもの	その他出物	摘要
			水分(%)	粗たんぱく質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維粗灰分(%)			
東急エビス産業株式会社(鳥取県西条市) 住友二種	米子市西福原2-01 2-増治商店 昭和38年8月27日								
住友肉類完全配合飼料(ロイ) 一後期用	"	(票)	12.3	16.0	3.5	6.5	9.0	装載カルシウム 2.5% 妥当と認めらる。	"
不二製油株式会社(大阪工場) 不二産業基礎配合飼料(仔豚用)	"	(表)	11.9	23.9	4.9	4.5	6.4	装載カルシウム 2.0% 妥当と認めらる。	"
日本農産工業株式会社(徳島工場) (徳島県坂出市) 米子市(有)江畑商店 昭和38年8月27日	米子市(有)江畑商店 昭和38年8月27日	(表)	11.6	16.5	3.0	7.0	10.0	かき数4.0% 妥当と認めらる。	"

日清製粉株式会社(神戸工場) (神戸市東区小野町1の1) 日清印成鶏用ひばり号	灘町3丁目 株式会社所日 昭和38年8月28日	(表)					11.0	装載カルシウム 6.0% 妥当と認めらる。	"
日清印成豚肥育用完全配合飼料	"	(表)	12.3	14.5	3.4	3.7	6.0	装載カルシウム 2.0% 妥当と認めらる。	"
東急エビス産業株式会社(鳥取工場) (鳥取県鳥取市) コロケ	倉吉市上井300の28 朝倉本店 昭和38年9月25日	(表)	10.6	18.0	2.5	7.0	9.0	装載カルシウム 1.8% 妥当と認めらる。	"
コロケット(仔豚用人工乳) A	"	(表)	10.6	25.0	5.0	3.0	8.0	装載カルシウム 1.25% 妥当と認めらる。	"
日和産業株式会社(三原工場) (広島県三原市) ヲナルト印成鶏用基礎飼料(普及号)	"	(表)		13.0	2.5	7.5	11.0	かき数4.0% 妥当と認めらる。	△蛋白質
中国飼料合資会社 (岡山県玉野市) 成 鶏 用	倉吉市東仲町2-58 社会本商店 昭和38年9月25日	(表)	11.7	13.3	4.1	3.5	6.4	かき数4.0% 妥当と認めらる。	"
成鶏用	"	(表)	11.0	15.0	3.4	7.0	11.0	装載カルシウム 3.5% 妥当と認めらる。	"
株式会社(岩手県) 成鶏用	"	(表)	9.5	21.0	2.0	4.0	8.0	装載カルシウム 3.0% 妥当と認めらる。	"
日本配合飼料株式会社(鳥取工場) (鳥取県鳥取市) カルケ	倉吉市開治町1-16 田商店 昭和38年9月25日	(表)		21.6	2.5	2.4	5.8	装載カルシウム 3.0% 妥当と認めらる。	"

有限会社大瀬産第一工場 (鳥取県東郷郡市上郷町)	東郷郡市上郷町 有限会社大瀬産 第一工場 昭和39年11月15日	10.5	68.6						
鳥取畜産株式会社第一工場 (東郷郡市上郷町)	東郷郡市上郷町 鳥取畜産株式会社 第一工場 昭和38年11月15日	6.3	55.0						
丸二食品株式会社 (東郷郡市上郷町92ノ1)	東郷郡市上郷町92ノ1 丸二食品株式会社 昭和38年14月15日	3.8	57.4						
〃	〃	9.1	58.5						
〃	〃	11.7	63.2						

(備考) 表示区分の欄中数字は登録番号を(表)は成分等表示票を添付した飼料を(裏)は任意に成分票を付した飼料を示す。要注意検出物の法第15条の2に関するものの欄中上段は混入物の混入割合を示し下段は分析結果の混入割合を示す。成分検査の欄中上段は表示成分量、下段は分析検査結果を示す。

鳥取県告示第三十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭

和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月 三日	西伯町	大園検診場
〃 四日	米子市	富益
〃 〃	境港市	渡
〃 五日	岸本町	大幡
〃 十七日	気高郡気高町	逢坂家畜検査場
〃 十八日	〃	宝木
〃 十九日	〃	瑞穂
〃 二十八日	三月 二日	鹿野町 鹿野
二月 十日	日南町	折渡、粟谷
〃 十一日	〃	印賀、立石、宝谷
〃 十三日	〃	中津合、中原
〃 十四日	〃	元宮沢、本山

六日	岸本町	八郷
八日	日吉津村	日吉津
十日	西伯町	日吉津
十一日	伯仙町	日吉津
十二日	西伯町	日吉津
十三日	岸本町	日吉津
十四日	西伯町	日吉津
十五日	伯仙町	日吉津
十七日	伯仙町	日吉津
十八日	境港市	日吉津
	伯仙町	日吉津

十九日	米子市	春日
二十日	岸本町	春日
二十一日	倉吉市	春日
十日	北条町	春日
十一日	赤碓町	春日
十一日	東郷町	春日
十二日	赤碓町	春日
十二日	倉吉市	春日
十三日	赤碓町	春日
十三日	関金町	春日
十四日	関金町	春日
十五日	東伯町	春日
十五日	倉吉市	春日
	大栄町	春日

十七日	共栄、小雀、山裏
十八日	大戸、細屋、茶屋
十九日	仙木谷、小濁
二十日	熊谷、狩屋原
二十一日	狩場、佐々木谷、落合
二十二日	下名田、親和
二十四日	萩原、多里、湯河
二十五日	新屋、新山、野組
二十六日	萩山、滑
七日	金屋谷、岩立
八日	上野、長山、大江
十日	畑、近江、小河内
十一日	下菅、黒坂、中菅
十二日	貝原、三谷、舟場
十三日	野田、安原、下榎
十四日	高尾、三土、真住
十五日	金持、板井原
十七日	池の内、尾ノ上原、日詰

十八日	洲河崎、荒田、下安井
十九日	宮市、宮市原、小原
二十日	御机、美用、栗尾
二十一日	佐川、柿原、江尾
二十二日	吉原、西成、袋原
二十四日	上代、焼杉
二十五日	二部、三部、二部
二十六日	大内、添谷
二十七日	大坂、富江
二十八日	大滝、籠原、栃原
二十九日	宇代、中祖、古市
三月二日	荘、白水、根雨原
三日	杉谷、貝田
二日	逢坂家畜検査場
二十七日	宝木
二十八日	瑞穂
二十九日	大園検査場
四日	東長田
五日	

鳥取県告示第三十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇ノ一二三九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

鳥取県立青年の家の取付け道路敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受け

たから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字船上山(国有林)

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

国立公園事業休憩舎敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四―四四九

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

県営駐車場敷地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務

課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八

条第一項の規定により、次の種畜について種畜証明書の

返納があつた旨通報があつたので、同法同条第二項の規

定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号

名前 種類

生年月日

飼養者住所氏名

昭三八鳥取一第二六号

花国 役肉用牛

昭和三十五年五月五日

東伯郡三朝町 林 恭正

第二八号

花義

三三年五月二七日

倉吉市井手畑 上北条農業協同組合

第四一号

水穂

三三年六月一〇日

東伯郡赤碓町 真山 光雄

第四五号

花勝

三〇年八月二六日

西伯郡中山町 田川 太蔵

鳥取県告示第三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）
第九条の規定により告示する。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

齊藤 利久 鳥取市庖丁人町二〇番地 鳥医一〇二四 昭和三十九年一月十八日

鳥取県告示第四十号

次の土地は、昭和三十九年一月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所、地目、面積

倉吉市伊木字奥田三番地 溜池 六七坪八合

桑谷一一七番地 二〇一坪八合八勺

鳥取県告示第四十一号

次の土地は、昭和三十九年一月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十九年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所、地目、面積

倉吉市上井町橋ノ下五〇三番一七地先 水路敷 一坪八合四勺

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 定価 一部月価二五〇円（送料別）